

不適切なマフラー装着自動車等の排除方策について(概要)

1. 検討事項

本検討会では、次の事項について検討を行った。

I 基準に適合する優良な交換用マフラーの普及促進策の検討

- ① 騒音基準の適用範囲の拡大等に係る検討
- ② マフラー認証制度の活用による基準適合マフラーの普及促進策の検討

II うるさいと感じる車両を規制出来るように規制値の設定レベル及び測定手法の改善の検討

- ① 近接排気騒音基準値の強化の検討
- ② 近接排気騒音の測定手法等の改善に係る検討

今回は、このうち主として I に関する事項について、検討結果を取りまとめた。

2. 検討結果

○騒音基準の適用範囲の拡大等に係る検討

現状の問題点

○交換用マフラー装着車及び非認証車である輸入二輪車等においては、近接排気騒音基準は満たすが、指定自動車等を新たに運行の用に供する際に求められる加速走行騒音レベルを満たさない車両が多く存在している。これらの車両については、現行基準では、加速走行騒音基準が適用されていないため排除出来ていない。

《加速走行騒音基準等の走行騒音基準の適用範囲の拡充》

○マフラーの改造や交換等を行ったマフラー改造車に対し、新たに加速走行騒音基準等の走行騒音基準を適用することが必要。併せて、規制の公平性を確保するため、型式指定等の認証を取得しない車(非認証車)についても新たに運行の用に供する場合には加速走行騒音基準等の走行騒音基準を適用することが必要。

現状の問題点

○通常は基準不適合マフラー(騒音低減機構を外したマフラーを含む。)を装着していても車検時のみ適正なマフラーに交換又は騒音低減機構を再装着するなど、車検をすり抜ける行為が行われている可能性がある。

《容易に不正改造が可能なマフラー構造の禁止要件等の導入》

○不正改造行為を未然に防止するためには、マフラーに係る構造基準として、騒音低減機構のマフラーへの固着方法に関し、溶接・リベット止め等による永続的な方法を義務付けることが必要である。また、レバー等を操作して一時的に音量を下げて検査・取締りをすり抜ける行為を防止するため、騒音基準においてユーザーがいかなる操作を行った場合においても基準に適合することを求めることも必要。

○マフラー認証制度の活用による基準適合マフラーの普及促進策の検討

現状の問題点

○市販されている交換用マフラーには基準適合品と不適合品が混在しており、購入時に基準適合品であるか否か、ユーザーや販売業者等が容易に判別できない状況にある。また、容易に不正改造ができるマフラー構造となっているものも販売されており、交換用マフラーに係る対策が不十分。

＜装置型式指定制度の活用による基準適合マフラーを普及させるための方策＞

○基準への適合性を事前に審査し、基準に適合するマフラーには基準適合マークを付すマフラー認証制度は、音の大きな基準不適合交換用マフラーとの識別を容易にし、良識あるユーザーや販売店における適切な交換用マフラーの選択に資するとともに、検査・取締りへ活用し、音の大きな基準不適合マフラーの排除に資することが期待されることから、既存の制度である装置型式指定制度の対象としてマフラー（消音器）を追加し、マフラー認証制度を導入することが効果的。

○検査対象車両に対しては、装置型式指定を取得した認証マフラー以外のマフラーに交換されている、又は、マフラーに何らかの手が加えられている場合には、車検の際に、加速走行騒音基準等の走行騒音基準に適合していることを証明する公的試験機関の試験成績書の提示を求めることが必要。一方、検査対象外車両については、装置型式指定制度の対象外であることから、当面、マフラーメーカーの業界団体が自主的な取り組みとして行っているマフラー認定の仕組みを活用したり、販売業者等の協力を得る等により、街頭検査又は交通取締りの際或いは販売の際に基準適合性の明らかなマフラーを装着するようユーザーへの啓発を行っていくことが適当。

○その他実施にあたり配慮すべき事項

- 販売店等との協力体制の構築が重要である。
- 公的試験機関の騒音試験実施体制の強化が望まれる。
- 民間車検場への周知徹底及びマフラーが改造されていることの識別を容易にする工夫が必要である。
- 認証を取得したマフラーの構造等の情報の共有化のための工夫が必要である。
- 車検証等への装着マフラー等に関する詳細情報の表示について検討する必要がある。
- 改造マフラーの排出ガス基準への適合性について確認しなければならない点に留意する必要がある。

○適用時期

- 早急に基準・制度等を整備し、一定の周知期間の後に運用を開始することが適当。